

令和5年6月23日

横浜国立大学の学生、教職員 皆様へ

施設部会長（理事・事務局長）
関崎 徳彦

キャンパス内外での交通安全・交通ルールの厳守について（通知）

6月20日（火）午前8時頃、鳥取大学のキャンパス内において学生の自転車同士が衝突し、一人は頭を強く打ち意識不明の重体となる重大な事故が起きています。

本学においても同日17時頃、常盤台キャンパス正門の守衛所付近において、守衛所側から横浜国大橋方面に向かう自転車と構内バイク置き場から正門へ向かう原動機付自転車の衝突事故がありました。幸い重大な怪我にはなっておりませんが、二輪車でも大きな事故となる可能性があります。

これまでも学生、教職員の皆様には以下のような交通安全、交通ルールの厳守については留意いただいているところですが、加害者にも被害者にもならぬように、今後も御注意いただきますよう改めてお願いいたします。

1. キャンパス内制限速度 20km/h の厳守
2. 道路交通法上の 自転車通行ルール の厳守
 - ・原則、車道の左側を通行すること
 - ・やむなく歩道を通行する場合は車道寄りの部分を徐行すること
 - ・スマートフォン、イヤホンなどを使用しながらの運転は絶対にしないこと
 - ・夜間には前照灯（ライト）及び尾灯や反射機材の設置、点灯を行うこと
 - ・令和5年4月「努力義務化」されたことを踏まえ ヘルメットの着用 をすること
 - ・自転車損害賠償責任保険等に加入すること
3. キャンパス内での、決められた場所への駐輪・駐車の厳守
4. 各門付近は狭い部分があるため、自動車・バイク・自転車・歩行者は 必ず徐行
5. バイク駐輪場の出入りの際など、歩道手前での一時停止を徹底

以上